主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人大西重喬の上告趣意は判例違反をいうが論旨は結局、原審の認定に副わない事実を前提とする主張たるに帰し(第一審判決別表の課税標準価格は、いわゆる真の価格と認められる。) 挙示の判例はいずれも本件に適切でない。また被告人の上告趣意は違憲をいうが、その実質は量刑の非難を出でないのであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二八年五月一四日

最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
毅		野	真	裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官